

# 鳥取県災害対策本部事務局設置運営要領

(平成 16 年 3 月 31 日付防第 462 号防災監通知)

## 1 目的

この要領は、鳥取県危機管理のための対策本部に関する条例（平成 25 年鳥取県条例第 5 号）第 9 条の規定に基づき、鳥取県災害対策本部（以下「本部」という。）の運営について必要な事項を定め、もって効率的な本部の運営を図ることを目的とする。

## 2 事務局の設置

- (1) 本部は、その事務を遂行するため事務局をおく。
- (2) 事務局の庶務は、危機対策・情報課において行う。

## 3 事務局長

- (1) 事務局の長は、副局長兼危機管理政策課長をもってあてる。
- (2) 副局長兼危機管理政策課長が、事情により職務にあたれないときには、原子力安全対策監兼副局長がその職務を代行する。

## 4 事務局の組織

- (1) 事務局には、次の班をおく。
  - ア 総務班
  - イ 広報班
  - ウ 情報班
  - エ 部隊活動調整班
  - オ 広域応援・受援班
  - カ 防災情報システム班
  - キ 消防班
  - ク 航空調整班
- (2) 班員は、危機管理局職員及びその他の県職員のうち危機管理局長が指名した職員により構成するものとする。
- (3) 各班の所管する事務は、別紙のとおりとする。
- (4) 事務局長は、災害の状況に応じ、各班の所管する事務及び班員構成等を変更することができる。

## 5 班の運営

- (1) 班には、別に定める班長をおく。
- (2) 班長は、班の所管する事務について行動マニュアルを作成し、従事する職員の業務分担をあらかじめ定めておくものとする。

## 6 班長会議

- (1) 事務局長は、各班の事務の調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集できるものとする。
- (2) 班長会議は、各班長及びその他事務局長が指名した者により構成する。

## 7 その他

この要領に定めることのほか、事務局の運営に必要なことは、危機管理局長が別に定める。

- 附則 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
附則 この要領は、平成 16 年 9 月 27 日から施行する。  
附則 この要領は、平成 17 年 7 月 13 日から施行する。  
附則 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
附則 この要領は、平成 26 年 4 月 21 日から施行する。  
附則 この要領は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

# 別 紙

## 1 総務班

### (1) 本部運営係

- 災害対策本部の立ち上げに関する事
- 支部及び現地对策本部の設置に関する事
- 本部会議及び班長会議の開催庶務に関する事
- 災害対策本部室に設置してある各種機器等の操作に関する事
- 本部長の命令指示の伝達に関する事
- その他、いずれの班にも属さない事項に関する事

### (2) 企画・調整係

- 本部長、事務局長の特命事項に関する事
- 国の先遣調査、国会議員等の視察・調査に係る連絡調整に関する事
- 国への陳情等に係る連絡調整に関する事
- 県議会との連絡調整に関する事
- 本部長の行動管理に関する事
- 災害救助法の適用に関する事

### (3) 庶務係

- 災害対策本部事務局の職員動員に関する事
- 各部局等への通知（体制移行、被害報告依頼等）に関する事
- 緊急通行車両証明書の発行業務に関する事
- 災害記録の収集、保存、整理に関する事
- 本部の活動記録の保存、整理に関する事
- 本部の後方支援に関する事

## 2 広報班

- 記者会見の運営に関する事
- 庁内放送に関する事
- 取材対応に関する事
- 放送・報道機関への要請に関する事
- 報道提供資料の配付に関する事
- ホームページによる災害広報に関する事
- マスコミからの電話照会に関する事

## 3 情報班

### (1) 情報分析係

- 状況分析、予測に関する事
- 本部への情報提示に関する事
- 実施部との調整に関する事
- 災害対策の進捗確認に関する事

### (2) 情報集約係

- 情報の収集・集約の総合調整、各班との情報共有に関する事
- 報道提供資料の作成に関する事
- 消防庁への被害報告に関する事
- 他班への情報伝達に関する事
- 各地方支部からの情報の集約に関する事
- 各部局主管課からの情報の集約に関する事
- 防災関係機関からの情報の集約に関する事
- 消防局からの情報の集約に関する事
- 関係機関への被害情報等の伝達に関する事

### (3) 図面係

- 各種地図の管理に関する事
- 被害状況等をまとめた総合状況図の作成に関する事

#### 4 部隊活動調整班

- 自衛隊、消防、警察、海保などとの連携、調整に関する事
- 災害派遣要請に関する事
- その他ライフライン等の応急復旧活動の連携、調整に関する事

#### 5 広域応援・受援班

##### (1) 支援調整係

- 自治体応援の調整に関する事
- 国からの応援の調整に関する事

##### (2) 物資支援係

- 被災市町村からの物資要請に関する事
- 協定団体からの物資応援に関する事
- 備蓄物資の調整に関する事
- 県民等からの支援物資に関する事

##### (3) 人的支援係

- 被災市町村からの人的要請に関する事
- 協定団体からの人的応援に関する事
- 庁内の人的支援調整に関する事

#### 6 防災情報システム班

- 地上系防災行政無線の運用に関する事
- 地域衛星通信ネットワークの運用に関する事
- ヘリコプターテレビシステムの運用に関する事
- 各種防災情報システムの運用に関する事
- 災害対策本部に設置してある映像機器等の操作の応援に関する事

#### 7 消防班

- 消防局の広域応援に関する事
- 緊急消防援助隊に係る連絡調整に関する事

#### 8 航空調整班

- 消防防災ヘリコプターの運用に関する事
- 県内で活動するヘリコプターとの活動調整に関する事